	―― その他のもの	25.0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	PIC	PIC-4	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC	PIC
190120.149	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1901.20号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190120.141の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																			
	D 米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（裸麦産品を含む。）及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるもの																						
	(a) 小麦でん粉を含有するもの																						